

No.13 多発している開口部 - 墜落・転落の死亡災害事例（2021年）

2021年発生月	発生時	死亡災害事例	業種 (小) コード	起因物 (小) コード	事故 の型 コー ド	労働 者 規 模
12	10 ～ 12	倉庫2階に集められたおが屑を、2階床面下に止めたトラックの荷台に積み込む作業を行っていた際、2階でおが屑をならす作業を行っていた被災者が2階床面からトラックの荷台におが屑を投下するための開口部（寸法と墜落防止措置：130cm×90cm、墜落防止措置なし）よりトラック荷台上（高さは略図参照）転落し、トラック荷台のおが屑の中に埋まったもの。	10401	414	1	10 ～ 29
11	8 ～ 10	被災者はもろみが入った深さ約3mのタンクの中に墜落し死亡したもの。被災者はタンク上部のマンホールからホースで水を足し、その後ホース抜こうとしたとき、マンホールに取り付けてある墜落防止用の枠にホースが引っ掛かり、枠からホースを抜こうとしていたところ、枠とホースごとタンク内に墜落。もろみの液面高さは2.4mあり、タンク内の酸素濃度はほぼ0。被災者は酸欠か溺水により死亡したものとみられている。	10105	414	1	100 ～ 299
11	8 ～ 10	躯体の1階において、スロープ用フレームの鋼板の設置作業中、スラブ開口部（1950mm×550mm）から、養生蓋板とともに、約4.2m下の地下1階コンクリート床に墜落し、頭部内部出血、肺損傷、骨盤・背骨骨折した。搬送先の病院において死亡した。	30201	414	1	1～ 9
9	12 ～	コンクリート造2階建て宿舍の解体工事現場において、2階のベランダの手すりが外されていた箇所から約3.75m下に墜落し、頸椎を損傷したもの。医療機関に搬送後、被災者は低酸素脳症とな	30201	414	1	1～

	14	り、ICUにて治療を行っていたが、脳の機能不全状態が続き後日死亡したもの。				9
9	8 ~ 10	4階建てアパート新築工事にて、建屋の鉄骨のみが組み立てられている状況下において、被災者が高さ7.4mの4階床面部分の鉄骨間に置かれた「折板」と呼ばれる幅60cmの床材（長尺のものが複数枚重ねられたものの上に、さらに短尺の折板がおかれた状態）の上に立っていたところ、当該場所から直下のコンクリート基礎床面に墜落したもの。災害発生当時被災者は墜落制止用器具を着装していたが、親綱や防綱は設けられていなかった。	30201	414	1	1~ 9
8	8 ~ 10	ごみ処理施設屋根上で資材片付け作業中、照明設備を取り付けるための開口部（幅90cm×長さ90cm）を塞いでいたベニア板（幅90cm×長さ180cm×厚み1cm）の周辺を片付けようとした際、開口部から約1.1m下のコンクリートフロアに墜落した。	30201	414	1	10 ~ 29
8	16 ~ 18	汚水処理場地下4階の斫り工事により発生した廃棄物を、同処理場各階床面に設けた開口部から電動チェーンブロックで地上に搬出した後、地下2階床面の開口部の蓋を閉める作業を被災者と共同作業者が行っていたところ、被災者がバランスを崩して約10メートル下の地下3階床面に墜落し、病院に搬送されたが死亡が確認されたもの。	30110	414	1	1~ 9
8	14 ~ 16	小学校の外壁改修工事において足場の2層目で窓枠のコーキングを剥がす作業をしていた3次下請けの作業員が、足場と躯体間の3.4mの高さから墜落し災害当日死亡したもの。	30209	414	1	1~ 9
7	14 ~ 16	木造3階建新築工事現場におけるガラス障子搬入作業において、階段用開口部からサッシを2階床から3階床へあげている時に、3階床端部で受取作業をしていた被災者が1階床まで墜落した。ヘルメット、墜落制止用器具とも着用なし。頭蓋内損傷により死亡。	80203	414	1	10 ~ 29

6	14 ～ 16	700トンバンカー上屋の北面の外壁を張る作業中、被災者が現場からいなくなったため捜索したところ、バンカー内に墜落したことが判明したため、約4時間半後に救出されたが死亡したもの。バンカーの天板の一部が腐食により開口部となっており、被災者は当該開口部からバンカー内に墜落したものと推定される。当該バンカーはコークス工場で製造したコークスを一時貯留する設備であり、災害当時のバンカー内の温度は約140度。	30209	414	1	1～ 9
4	10 ～ 12	地下3階で養生材を片付けていた作業員が、直径65センチメートルのマンホールから4.5メートル下の地下4階に墜落したものの。	30201	414	1	100 ～ 299
2	16 ～ 18	被災者は、作業員Aがフォークリフトで倉庫2階に上げたロールボックスパレットの受け取り作業を行っていたところ、ロールボックスパレットに積まれた荷が落ちそうになったので、手を出して荷を支えようと回り込んだところ、作業床端部から右足を踏み外して頭から地面に転落した。被災者は保護帽、墜落制止用器具の着用はなかった。	80209	414	1	10 ～ 29
2	14 ～ 16	市道整備工事のための工事看板設置の作業をしていた被災労働者が、約2.9メートル下の地面に墜落し、頭を強く打ち、病院搬送後に死亡したもの。	30106	414	1	10 ～ 29
1	8 ～ 10	被災者は、資材置場から約3メートル下の用水路に倒れているところを発見された。後日、死亡が確認された。	30309	414	1	1～ 9
1	20 ～ 22	凍結防止剤散布車へ凍結防止剤を積載しようと、倉庫の2階にある投入口付近にて、ホイスト式天井クレーン（定格荷重2t）を用い、凍結防止剤の入ったフレコンバック（重量約1t）を同車へ投入するため誘導していたところ、柵が開放されていた搬入口の開口部（高さ4.4m）から、墜落したものの。	30106	414	1	50 ～ 99

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/SIB_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to https://www.jisha.or.jp/international/topics/202210_38.html